

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」
に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンスを念頭に、金融資産の分類及び測定を中心とする検討を先行して進めてきたが、その結果を、8月16日、検討状況の整理として公表した。

経理委員会では、これに対し、IFRS第9号「金融商品」を基礎に検討を進めることに異論はないとした上で、我が国の実情に配慮願いたいとする総論のもと、ASBJより提示された各質問事項について意見を取り纏め、11月22日、ASBJ宛提出した。

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」
に対するコメントについて

2010年11月22日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

8月16日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 総論

金融商品の分類及び測定は企業業績に多大な影響を与えることから、国際的な比較可能性を確保するために、極力IFRSとの基準差は解消すべきと考える。従って、IFRS第9号「金融商品」を基礎として検討を進めることに異論はない。

ただし、IFRS第9号の内容は現行の日本基準と大きく異なっており、作成者の実務及び利用者を与える影響は甚大であると考えられるため、我が国の実情を踏まえて慎重にご検討頂きたい。特に、本基準を個別財務諸表においても適用する場合は、個別財務諸表にかかる注記の負担軽減、及び、会社法の配当可能利益計算や税法上の課税所得計算との整合性も十分考慮して頂きたい。

2. 各論（各質問に対するコメント）

（質問1）公表される市場価格のない株式への投資の分類

体系的にIFRS第9号へのコンバージェンスを図ることが本検討の主目的であることに鑑みると、

IFRS と日本基準の間で著しく異なる結果をもたらす可能性がある【案 2】を採用することは適当ではなく、【案 1】が妥当と考える。

ただし、市場価格のない株式についてその公正価値を見積ることは実務的に困難であるため、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の要件の明確化や、公正価値評価の具体的方法（純資産方式等）についての適用指針を作成することは必須であると考えられる。特に、A33・A34 項に記載の「取得原価が公正価値の適切な見積りとならない場合」の例に従えば、株式取得後数年が経過するとほぼ必ずいずれかに該当し、事実上ほぼ全ての株式を公正価値で評価せざるを得なくなり、「取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合」を定めた意味がなくなることが懸念されるため、その点を含めて実務上実行可能な適用指針を定めて頂きたい。また、公正価値の見積りが困難であることは、世界のどの財務諸表作成者においても共通する認識であると考えられるため、市場価格のない株式についての実務的な取り扱いの統一した明確化を IASB に積極的に働きかけて頂きたい。

また、四半期決算対応については、一般投資先の情報を四半期毎に入手できない可能性が高いこと、及び、四半期毎の評価見直しは決算書作成者への過度な負担となることより、重要な公正価値の変動があることが明らかな場合を除き、四半期毎における公正価値の評価見直しは不要として頂きたい。

(質問2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

次の理由から【案A】を支持する。

- ・ IFRSではリサイクリングを禁止しており、IFRSとのコンバージェンスの観点からこれと異なる取扱いを採用すべきではない。但し、【案A】では、投資について売却等により消滅を認識するときにOCIから利益剰余金への振替処理をするものとしている（第111項）が、IFRS第9号ではそのような振替のタイミングの指定まで行っていないように解せられるため、本件のような規定がIFRS第9号の取り扱いと相違しないか充分検討すべきであると考ええる。
- ・ リサイクルを行うと、【案B】のとおり、損失の繰り延べを防ぐために必然的に減損会計が必要となり、そうすると、減損の判断に恣意性が入り、比較可能性が損なわれるという現行基準の問題点が継続される。
- ・ リサイクルを行うと、売却時期のタイミングを利用した利益操作が行われる懸念がある。
- ・ 上記(質問 1)において【案 1】を採用した場合、常に公正価値により OCI にて評価差額を認識している。売却等が実現したことによる売却価額等はその時点での公正価値となり、それにより発生する売却損益等は評価差額と同様の性質のものと考えべきである。従って、一度包括利益計算書で認識した損益を再度認識することは重複であり、リサイクリングを行わないことが妥当であると考ええる。

ただし、我が国では取引関係強化を目的に株式取得が行われた場合、取引による損益に最終的には株式売却による認識の中止までの損益を加えた純損益ベースで業績評価が行われるのが常であると考えられるため、リサイクリングをしないと業績評価が困難になるという問題が生じる。また、利用者にとっても、当期純利益とその他包括利益との関係が分かりにくくなるという懸念もある。従って、日本の実務慣行や投資家ニーズの観点から、何を純損益（経営成績を表す指標）とし、何をその他包括利益とするのか、及び何をリサイクリングの対象とするのかについてしっかりと議論して整理すべきと考える。更に、IASB に対しても統一的な見解を出すよう働きかけて頂きたい。

また、配当可能利益計算は実現損益をもとにすべきと考えられることなどから、個別財務諸表において当該基準を適用する場合には、会社法の配当可能利益計算との関係を明確にし、整合性を確保することが必要であるとする。また、税務上の課税所得計算との関係についても、同様に整理が必要とする。

(質問3) 外貨建取引等会計処理基準への影響

この点については、まずは上記質問1・2に対する考え方を整理し、平仄を合わせて整理すべきとする。基本的にはコンバージェンスの観点から整理頂きたい。

なお、外貨建債券について償還期限が確定しているものは、その分類に関らず、換算差額は純損益に反映することとする。

また、損益取込を行っている組合等への外貨建出資の期末外貨換算の処理（関係会社に準じ取得時レートで据え置くのか、持分法処理を援用し期末レートに換算替するのか）について明確化が必要とする。

(質問4) 適用指針（案）の改善の方向性

- ・ 償却原価法の適用要件や公表される市場価格のない株式に関する公正価値の見積方法について、実務処理の判断の参考となるよう、IFRS 第9号より詳しいガイダンスや例示が必要とする。
- ・ 会計上のミスマッチの解消又は大幅な削減を要件とする公正価値オプションに関する詳しい適用指針を加えて頂きたい。
- ・ 基本的な貸付金の特徴に、元本残高の利息の支払とあるが、「利息とは何か」について説明が不十分であるとする。例えば株主ローン（通常一般債権より劣後し、故に利率は高く設定されている。なお仕組投資ビークルへのローンではない。）はどのような扱いになるのか、適用指針が必要とする。

その他

- ・ 有価証券の売買を約定日若しくは受渡日に認識するかについて、日本基準は「市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合」のみ約定日を認めるとし、上場株式のみを想定しているが、IFRSでの通常の売買（Regular way purchase and sale）は上場・非上場を区別しておらず、通常の売買であれば約定日か決済日のどちらかが選択可能となっている。もともと基準差を意図したものではないと理解しているので、これを機に解釈を明確にしてコンバージェンスを図ることが望ましいとする。
- ・ 金融資産・金融負債の定義（第9項、10項）
金融資産・金融負債の定義を、IFRSと同様、商品名の列挙ではなくその特徴により定義しようとする方向性については、経済的実態に応じた判断が可能となるため、支持する。しかし、その定義の中で、「…その他の金融資産を受け取る契約上の権利」など、「金融資産」「金融負債」という用語が使用されており、定義の中でその用語を使用するのは矛盾していると考えられるため、他の定義の方法を検討すべきとする。たしかに、IFRSにおいても同様に定義されている（IAS第32号）が、IASBと共同して検討すべきとする。
- ・ 個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取り扱い
子会社株式及び関連会社株式について公正価値評価を行うのは妥当でないため、第122項の(1)、

つまり第37項の提案に賛成する。

なお、第122項の(4)の持分法を適用する案は、個別財務諸表を実質的に連結ベースで作成することと何ら変わらず、特に子会社株式について持分法を適用するのはシステム改変等実務上の負担が過大となるため、到底受け入れられない。

以 上